

はじめに

1 野生動植物の保護に関する基本指針策定にあたって

野生動植物は、生態系の基本的構成要素であり、人類の豊かな生活にとって欠かすことのできない役割を果たしている。

しかし、近年、野生動植物の乱獲やこれらの生息地の破壊、外来種の影響などによって、多くの野生動植物に種の絶滅のおそれが生じていることから、希少野生動植物をはじめ生態系全般の保全について、より一層の取組みが求められている。

県では、種の保護をはじめとする生物多様性の確保に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年5月に「愛媛県レッドデータブック」を公表したところである。

今後は、これを踏まえ、本県に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の保護のあり方についての基本的な考え方を整理し、今後実施すべき保護施策の一定の方向性を明らかにする必要がある。

このようなことから、野生動植物の保護とその生息・生育環境など生態系全般の保全を総合的に推進するための「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を策定したものである。

2 野生動植物の保護に関する基本指針の性格と役割

本指針は、野生動植物の保護及びこれらの生息・生育環境の保全についての基本的考え方や実施すべき保護施策を明らかにしたものであり、今後の野生動植物の保護対策を総合的に推進していくうえで、よりどころとなるものである。

本指針を基に、県、市町をはじめ県民や事業者等が野生動植物の保護の重要性について理解を深め、本指針が野生動植物の保護及びこれらの生息・生育環境の保全のために配慮すべき指針として活用されることを期待するものである。

本指針による施策の実施は、県、市町、県民、事業者等が、自主的に、また、連携・協力して行うものである。

本指針に基づく施策の実施にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、県民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮するとともに、県土の保全やその他の公益との調整を図りつつ推進するものである。